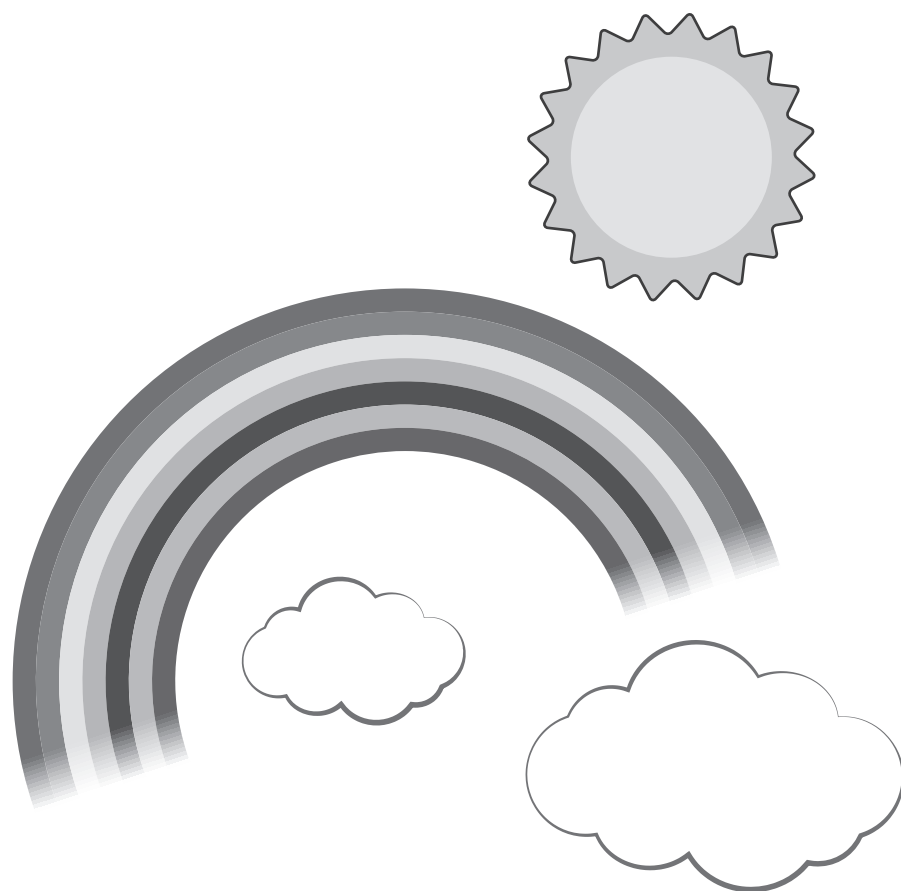


ひとり親家庭・寡婦のための
ライフページ



金 沢 市

平成28年6月

それぞれ関係のあるものには、各項目の横に、下記のような印をつけました。

☐ 母子家庭に関係のあるもの

☐ 父子家庭に関係のあるもの

☐ 寡婦に関係のあるもの

年金・手当

年金・手当

健康・医療

住まい・暮らし

子育て

就労

その他の支援

相談機関・関係機関等

— 年金や手当は受けられる資格があっても、手続きをしないと、受けられなくなる場合があります。注意しましょう。 —

【児童扶養手当】

父母の離婚などにより、父（母）と生計を別にしていない児童（18歳になって最初の年度末まで。ただし、中～重度の障害のある児童は20歳未満）を養育している母（父）、又は母（父）に代わって養育している方に支給されます。

ただし、前年の所得が一定額以上の場合は、手当額の全部又は一部が支給されません。また、公的年金を受給されている場合は、手当額よりも年金額が少ないときに差額が支給されます。

◎手当の支給については、所得制限があります。

※父（母）がいても重度の障害、生死不明、保護命令、拘禁されている等の場合には手当が支給されることがあります。

◆手当月額（全部支給の場合）

平成28年4月1日～

児童1人	児童2人	児童3人
42,330円	47,330円	50,330円

*児童2人目 5,000円を加算

*児童3人目以降 1人につき 3,000円を加算

*物価スライドに伴う手当額の変動があります

平成28年8月1日～

*児童2人目 5,000円～10,000円を加算

*児童3人目以降 1人につき 3,000円～6,000円を加算

◆支給方法 申請の翌月分から4月、8月、12月の各月11日（原則として）に、その前月までの分を指定の預金口座に振り込みます。

◇窓 口ー福祉総務課 TEL.220-2285 FAX.220-2360

【障害基礎年金】

国民年金加入中あるいは20歳前に初診のある病気やケガで障害者になったときに支給されます。

児童扶養手当法改正により「障害基礎年金の子の加算」と「児童扶養手当」の受取り方が変わりました。

平成26年12月分から、同一のお子様を対象とした障害基礎年金の子の加算又は児童扶養手当を受けとれる場合は、一律に子の加算を優先して受給することになりました。

そのうえで、子の加算の額（※）が児童扶養手当の額を下回る場合には、その差額分の児童扶養手当が受給できます。

※児童扶養手当を受けとる配偶者が年金を受けている場合は、年金と子の加算との合算額

※保険料を納付した期間が加入期間の2/3以上であること等、支給要件があります。

◇窓 口ー市民課 国民年金担当 TEL.220-2295 FAX.220-2776

【遺族基礎年金】

国民年金に加入していた夫（妻）又は父（母）が死亡したときは、その夫（妻）又は父（母）に生計を維持されていた子のある妻（夫）又は子（18歳になって最初の年度末まで、障害のある子は20歳未満。）に遺族基礎年金が支給されます。

※保険料を納付した期間が加入期間の2/3以上であること等、支給要件があります。

※平成26年12月分から年金額が児童扶養手当額よりも低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

◇窓 口ー市民課 国民年金担当 TEL.220-2295 FAX.220-2776

年金・手当

健康・医療

住まい・暮らし

子育て

就 労

その他の支援

相談機関・関係機関等

【遺族厚生年金】

厚生年金保険に加入していた夫又は父（母）が死亡したときは、その夫又は父（母）に生計を維持されていた子のある妻又は子に、遺族基礎年金に上乗せして遺族厚生年金が支給されます。

ただし、遺族が子のない妻、55歳以上の夫、父母、祖父母などの場合には遺族厚生年金だけが支給されます。

※平成26年12月分から年金額が児童扶養手当額よりも低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

◇窓 口ー金沢北年金事務所 金沢市三社町1-43 TEL.233-2021
金沢南年金事務所 金沢市泉が丘2-1-18 TEL.245-2311
街角の年金相談センター金沢 金沢市鳴和1-17-30 TEL.253-2222

ー 中学校3年生までのお子さんのいらっしゃる方は ー

【児童手当】

金沢市内に住民登録があり、中学校修了前（15歳になって最初の年度末まで）の児童を養育している方に支給されます。

ただし、児童が児童福祉施設等に入所している場合や海外に居住（留学中を除く）の場合は対象外。

※公務員の方は勤務先で手続きしてください。

また、金沢市外で出生届を提出した場合は、出生の月から15日以内に金沢市に申請が必要です。

手当月額	3歳未満及び3歳以上小学校修了前児童（第3子以降）	15,000円
	3歳以上小学校修了前（第1子・第2子）	10,000円
	中学生（出生順位に関係なく一律）	10,000円
	所得制限以上	5,000円
所得制限	あり	
支給方法	6月、10月及び2月の各15日に、その前月分までの手当を指定の口座に振り込みます。（15日が金融機関の休業日の場合は、直前の営業日に振込）	
窓 口	福祉総務課 TEL.220-2285 FAX.220-2360 市民課・各市民センター、各福祉健康センター	

ー 障害のあるお子さんのいらっしゃる方は ー

【特別児童扶養手当】

知的、身体又は精神に重度又は中度の障害がある児童（20歳未満）を養育している方に支給されます。（児童が施設入所している場合を除く。）

認定基準に該当する障害を有する20歳未満の児童がいるひとり親家庭には児童扶養手当と両方とも支給されます。

◇窓 口ー障害福祉課 TEL.220-2289 FAX.232-0294

【障害児福祉手当】

日常生活において常時の介護を必要とする、20歳未満で重度の障害のある児童に支給されます。（施設入所者を除く。）

◇窓 口ー障害福祉課 TEL.220-2289 FAX.232-0294

健康・医療

年金・手当

健康・医療

住まい・暮らし

子育て

就 労

その他の支援

相談機関・関係機関等

— 生活の安定のためにも健康に十分注意しましょう。 —

【医療費助成】母 父

	ひとり親家庭等医療費助成	子育て支援医療費助成
対 象	・母子家庭の母および児童 ・父子家庭の父および児童 ・父母のいない児童 ・父または母が重度の障害にある児童および母または父 * 児童は18歳になって最初の3/31まで (重・中程度の障害のある児童は20歳未満) ・入院、通院ともに助成	・出生(若しくは転入日)から、中学校3年生(15歳になって最初の3/31まで) ・入院、通院ともに助成
助成方法	父、母又は扶養者については、市内の指定医療機関で受給者証を提示し、窓口で健康保険適用の本人負担額を支払った場合、後日、指定の口座に振り込まれます(自動償還)。児童については、現物給付となります。(助成方法は右記の子育て支援医療費助成を参照ください。)	現物給付対応の医療機関で医療証を提示すると、窓口でのお支払いは、次のとおりになります。 通院：1医療機関当たり1日500円 (500円未満の時はその額) 入院：1医療機関当たり1月1,000円 調剤：無料(保険薬局における保険調剤) ※現物給付になった窓口負担額の1か月分の合計が1,000円を超える場合は、超えた額を指定の口座に振り込みます。 (手続き不要)
	自動償還や現物給付にならなかった場合は、金沢市へ助成金の請求手続きをしてください。 ※申請に必要なもの ひとり親家庭等医療費受給資格証又は子ども医療証、健康保険証、印鑑、領収書原本(高額療養費等に該当する場合は高額療養費等決定通知書)を持参のうえ、診療月の翌日以降に申請ください。	
助 成 額	保険診療分の自己負担額から月額1,000円を差し引いた額。ただし、高額療養費、付加給付金、健康保険適用外の費用は助成対象外となります。	
申請期限	診療月の翌月から5年以内	診療月の翌月から2年以内 * 平成26年9月診療分までは、申請期限は1年以内です。
所得制限	児童扶養手当と同様の所得制限あり	所得制限なし
窓 口	健康政策課 TEL 220-2233 FAX 220-2231 市役所1階福祉と健康の総合窓口、各市民センター、各福祉健康センター	

【療養援護費】母 父 寡

医療費の支払いにより生活に困窮している世帯で、生活保護の適用を受けるに至らない場合に医療費を補給し、自立を助長するための制度です。

◇窓口 生活支援課 TEL.220-2292 FAX.220-2532

住まい・暮らし

年金・手当

健康・医療

住まい・暮らし

子育て

就 労

その他の支援

相談機関・関係機関等

— お住まいをお探しの方は、ご相談ください。—

【母子生活支援施設】

生活上のいろいろな問題のため、児童の養育が十分にできない場合に、母子家庭の母と子が一緒に入所し、安定した生活を送るための児童福祉施設です。施設の職員が母子の自立を支援します。

◇窓 口ー福祉総務課 TEL.220-2285 FAX.220-2360

【公営住宅】

住宅に困っている低所得世帯を対象とした住宅です。家賃については、入居者の収入や、入居する住宅によって異なります。申込資格、申込方法などの詳細については窓口へお尋ねください。

	定期募集	随時募集	窓 口	TEL.
市営住宅	5・8・11・2月上旬頃	常時	市営住宅課	220-2331
県営住宅	7月下旬～8月上旬頃 1月下旬～2月上旬頃	常時 ※定期募集期間を除く	県営住宅管理センター	241-5370

— 暮らしをお手伝いします。お困りのときにはご相談ください。—

【母子父子寡婦福祉資金貸付金】

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活安定と、その児童の福祉の向上を図るために、無利子又は低利で各種貸付を行っています。貸付金の種類・限度額などの詳細については、窓口でお尋ねください。

- ◆保 証 人 等・連帯保証人1名を必要とする場合があります。
 - ・児童を対象とした修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金は、その対象児童が連帯借主になります。

◇窓 口ー福祉総務課 TEL.220-2285 FAX.220-2360

【生活福祉資金貸付制度】

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯を対象とした貸付制度です。母子・父子・寡婦の方はまず、母子父子寡婦福祉資金をご相談ください。貸付の要件・貸付金の種類・限度額などの詳細については、窓口でお尋ねください。

◇窓 口ー金沢市社会福祉協議会
高岡町7番25号 松ヶ枝福祉館内 TEL.231-3571 FAX.231-3560

【金沢自立生活サポートセンター（生活困窮者自立支援制度）】

生活に困窮している人の、生活の安定・自立に向けた相談・支援を行います。専門の支援員が、一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成し、就労支援や住居の確保、子どもの学習支援などを行ないます。

- ・住居確保給付金の支給
離職などにより住居を失ったり、失うおそれのある人に対して、一定期間、家賃相当額を支給します。
離職後2年以内で一定の資産収入等に関する要件を満たしている方が対象となります。
- ・子どもの学習支援事業
中学生の高校進学等を支援するための学習支援教室を開催しています。大学生のボランティアがそれぞれのペースに合わせて勉強を教えます。
参加対象等の詳細については、窓口でお尋ねください。

◇窓 口ー金沢自立生活サポートセンター（金沢市社会福祉協議会）
高岡町7番25号 松ヶ枝福祉館内 TEL.231-3720 FAX.231-3560

年金・手当

健康・医療

住まい・暮らし

子育て

就 労

その他の支援

相談機関・関係機関等

【生活保護】母 父 寡

病気などにより収入が減少し、生活に困っているとき必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長します。ただし、預貯金などの資産がある場合や、働ける能力がある場合にはこれらを活用すること等が要件となります。

◇窓 □ー生活支援課 TEL.220-2292 FAX.220-2532

子育て

金沢市では、お子さんの健やかな成長のために、子育てを支援します。

【保育所・認定こども園】母 父

保護者の就労や病気等のため、就学前のお子さんをご家庭で保育できない場合に、保育所又は認定こども園を利用することができます。認定こども園は保育の必要がない満3歳以上のお子さんでも利用できます。

◆延長保育、夜間保育、休日保育、年末保育、一時預かりなどを行っている施設があります。

●保育料の軽減

以下の各認定に応じた年齢範囲の最年長のお子さんから数えて、第2子以降の保育料を軽減します。

教育標準時間認定（1号）：小学校3年生まで

保育認定（2・3号）：小学校就学前まで

（小学校就学前までは、保育施設等を同時利用しているお子さんを含む。）

○第2子 通常保育料の1/2（第1子、第2子がともに3歳未満児のときは、第2子は1/3）

○第3子以降 0円

※保育施設等：保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部（県立ろう学校幼稚部等）、情緒障害児短期治療施設、児童発達支援（金沢こども医療福祉センター児童発達支援そよかぜ、わくわく、ひまわり教室、医王病院、エイブル・ベランダBe、きよかわまち等）及び医療型児童発達支援を行う施設

上記の年齢範囲に関わらず、保護者と生計を同一にする最年長のお子さんから数えて、以下のとおり保育料が軽減されます。

区 分	階 層	第2子	第3子以降
1号認定	B～C D（3人以上お子さんがいる世帯に限る）	1/2	0円
2・3号認定	B ～市町村民税の所得割額57,700円未満の世帯 市町村民税の所得割額57,700円以上の世帯～ D8（3人以上お子さんがいる世帯に限る）		

◎市町村民税の所得割額が77,101円未満で、母子及び父子世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等に該当する場合は、B階層については0円、その他の階層については第1子は1/2、第2子以降は0円となります。

◇問い合わせ・申込みーこども政策推進課 TEL.220-2299 FAX.220-2360
各保育所・認定こども園

【私立幼稚園就園奨励費】母 父

私立幼稚園にお子さんを通わせている保護者が負担する入園料・保育料の一部を助成します。第2子、第3子以降の補助を厚くし、多子世帯の応援を行います。

◆対 象 園 児 市内在住で幼稚園に在園している満3歳以上の幼児

◎対象世帯の市町村民税額と対象園児の別により補助額を決定します。

※年度の途中に幼稚園を転園した場合は、市内であっても新しい幼稚園で改めて申請が必要です。

◇問い合わせ・申込みーこども政策推進課 TEL.220-2299 FAX.220-2360
各幼稚園

年金・手当

健康・医療

住まい・暮らし

子育て

就 労

その他の支援

相談機関・関係機関等

【金沢市ファミリーサポートセンター】

ファミリーサポートセンターに登録し、必要な講習を修了した会員が保護者の仕事や疾病等の際に、保育所の送迎や一時預かりなど、個別の要望にあった育児支援を行います。事前に会員登録が必要です。

◆対 象 者 出生後1か月～小学生をお持ちの保護者

◇問い合わせ・申込みーこども政策推進課 TEL.220-2299 FAX.220-2360
金沢市ファミリーサポートセンター TEL.243-3410
FAX.243-3412

【ファミリーサポートセンター利用料金補助制度】

ファミリーサポートセンターを利用した際の保護者が負担する利用料金の半額を補助します。事前に会員登録が必要です。お申込みには、世帯全員が記載された住民票又は児童扶養手当証書のコピーが必要です。

◆対 象 者 ファミリーサポートセンター依頼会員である働くひとり親の方

◇問い合わせ・申込みー労福協・子育て支援ネットワーク TEL.264-4699
FAX.231-1731

【ひとり親家庭等日常生活支援事業】

ひとり親家庭及び寡婦家庭で、就職活動や疾病などのため、又はひとり親家庭となつて間がないなどの理由で一時的に生活援助や子育て支援が必要となった場合等に、ホームヘルパーの派遣等を行います。所得に応じて、一部負担金（1時間当たり0～300円）があります。

◇問い合わせ・申込みー福祉総務課 TEL.220-2285 FAX.220-2360
金沢市母子寡婦福祉連合会 TEL. FAX.224-3417

【かなざわ子育てすまいるクーポン】

文化施設やプール、県立施設の利用券、一時預かり等の助成券、絵本の交換券等の冊子を支給します。

◆対 象 者 金沢市民で平成27年7月以降に生まれた子の保護者

※平成27年6月末までに生まれたお子さんは「かなざわ子育て虹色クーポン」の対象となり、県立施設の利用券、絵本の交換券は含まれません。

◆使 用 期 限 小学校入学前まで

◇問い合わせ・申込みーこども政策推進課 TEL.220-2299 FAX.220-2360
金沢市ファミリーサポートセンター TEL.243-3410
FAX.243-3412

【子育て支援短期利用事業】

～ショートステイ（短期宿泊）及びトワイライトステイ（夜間預かり）～

保護者が病気や出産・出張等により、児童の養育が一時的に困難となった場合、お預かりします。

施設名	住 所
聖霊乳児院（ショートステイのみ・2歳未満児対象）	長 町1-5-30
こども家庭支援センター金沢（享誠塾内）	平和町3-23-5
野町保育園（トワイライトステイのみ）	野 町3-24-32

◇申込先ーこども総合相談センター TEL.243-4158 FAX.243-1123

【病児一時保育】

児童が軽い病気で、保護者の勤務の都合で看病ができない場合、専任の看護師と保育士が、病状にあった保育・看護を行います。

施設名	住 所	電話番号
聖霊乳児院病児デイサービスセンター	長 町1-5-30	223-2980
健生クリニックほっとルーム	平和町3-5-2	241-9062
城北病院病児保育室はっぴ～	京 町20-3	253-0561
横井小児科内科医院こりすの里	菊 川1-10-3	262-8551
金沢大学病児保育室たんぽぽルーム	宝 町13-1	265-2990
松田小児科医院ひまわりるーむ	片 町2-13-13	231-1260
石川県立中央病院病児保育室ひよこ	鞍月東2-1	238-7868

◇申込先ー各施設

年金・手当

健康・医療

住まい・暮らし

子育て

就 労

その他の支援

相談機関・関係機関等

－ お子さんが小・中学生の場合に受けられる制度です。－

【就学援助制度】母 父

経済的理由によって就学困難な児童及び生徒について学用品費・給食費など学校にかかる費用の一部が支給されます。(申請書は、毎年4月中に学校から全児童生徒に配布されます。)世帯全員の合計所得額が、基準額を上回る場合は、援助を受けられないことがあります。

※児童扶養手当を受けている方は、申請により援助を受けることができます。

◇窓 口－在学している学校

教育総務課 TEL.220-2477 FAX.260-7195

【放課後児童クラブ】母 父

昼間保護者のいない家庭の小学生を児童クラブで預かります。

◇申 込 み－各児童クラブ

◇問い合わせ－こども政策推進課 TEL.220-2299 FAX.220-2360

【石川県交通災害等遺児すこやか資金】母 父

父又は母を交通、労働、地震等の災害により亡くされた中学校修了前の遺児をはげますため、養育者に対し一時金として支給されます。

○支 給 額 遺児1人につき 50,000円

※北陸交通災害等遺児をはげます会援助事業の援護申請も同時に取り扱います。
(対象は生計中心者である父又は母を交通、労働、地震等の災害及び犯罪被害により亡くされた高等学校修了前の遺児です。)

◇窓 口－福祉総務課 TEL.220-2285 FAX.220-2360

－ お子さんが高校生の場合に受けられる制度です。－

【私立高等学校の授業料減免】母 父

ひとり親家庭等は、授業料が免除又は軽減される場合があります。(学校により異なります。)

◇窓 口－在学している学校

【金沢市育英会奨学資金】母 父

保護者が市内に在住する高校生及び特別支援学校高等部の生徒のうち生活態度がよく、学業が優れ、健康上就学に支障がないが、経済的に就学が困難な生徒に対し奨学資金を支給します。

対 象	高校生(特別支援学校高等部の生徒を含む)
支 給 額	月額10,000円
出 願 期 間	4月中旬～5月中旬(各学校を通じて願書提出)
採 用 人 数	新規、継続合わせて100名程度
そ の 他	他の奨学資金との併給はできません
窓 口	在学している学校
問い合わせ	金沢市育英会事務局(福祉総務課内) TEL.220-2278 FAX.220-2360

－ ひとり親家庭の交流の場を設けます。－

【ひとり親家庭情報交換事業】母 父

ひとり親家庭のみなさんが、親子で楽しみながら、日頃の悩みや感じていることなどを話し合い、身近な情報交換をする場を設けています。(年5回程度)

◇問い合わせ・申込み－金沢市母子寡婦福祉連合会 TEL. FAX.224-3417
福祉総務課 TEL.220-2285 FAX.220-2360

年金・手当

健康・医療

住まい・暮らし

子育て

就 労

その他の支援

相談機関・関係機関等

【ほほえみ家族事業】母 父

親子のふれあいを深めるためのレクリエーションや自立に向けた情報提供の場を設けています。（年1回程度）

◇問い合わせ・申込みー金沢市母子寡婦福祉連合会 TEL. FAX.224-3417
福祉総務課 TEL.220-2285 FAX.220-2360

【ひとり親家庭ホームフレンド（児童訪問援助）事業】母 父

ひとり親家庭・養育者家庭の小・中学生や高校生等を対象とし、気軽にその児童の相談に乗れるホームフレンド（児童訪問援助員）を月5回程度派遣し、話し相手、相談相手、遊び相手、簡単な学習指導や家事指導などを行います。派遣料はかかりません。

◇問い合わせ・申込みー福祉総務課 TEL.220-2285 FAX.220-2360
金沢市母子寡婦福祉連合会 TEL. FAX.224-3417

【ひとり親家庭学習支援ボランティア事業】母 父

ひとり親家庭・養育者家庭の中学生を対象に、大学生等のボランティアを月2回程度派遣し学習支援を行います。派遣料はかかりません。

◇問い合わせ・申込みー福祉総務課 TEL.220-2285 FAX.220-2360
金沢市母子寡婦福祉連合会 TEL. FAX.224-3417

【生活支援講習会事業】母 父 寡

ひとり親家庭等のみなさんに、子どものしつけや健康づくりなどの各種生活支援講習会を開催します。（年3回開催）

◇問い合わせ・申込みー金沢市母子寡婦福祉連合会 TEL. FAX.224-3417
福祉総務課 TEL.220-2285 FAX.220-2360

就 労

ー 自立に向けた就労を応援します。ー

【就業支援事業】母 父 寡

ひとり親家庭の母・父、寡婦の方を対象とした様々な就業支援を行っています（一部教材費・受験手数料を除いて無料）。保育サービスあり。

◆再就職支援セミナー（年2回）

◆就業支援講習会（5講座）

・パソコン表計算3級取得講座 ・パソコン表計算2級取得講座

・介護職員初任者研修 ・調剤薬局事務講座 ・日商簿記3級取得講座

◇問い合わせ・申込みー金沢市母子寡婦福祉連合会 TEL. FAX.224-3417

【自立支援教育訓練給付金】母 父

ひとり親家庭の母・父の就業促進と自立支援を目的として、就職に必要な職業資格を取得するために、教育施設に入学し、その課程を修了した方に対して、給付金を交付します。

受給資格	ひとり親家庭の母・父 （雇用保険に規定する教育訓練給付金の受給資格のある方は受けられません。）
所得制限	あり（児童扶養手当に準じた本人の所得制限があります。）
対象資格	厚生労働大臣が指定する教育訓練に係る講座 （例）医療事務、パソコン、簿記、調理師等
助成金額	施設に納入した費用の6割に相当する額（限度は20万円） （入学金、授業料、教科書代、実習費等）
申請時期	受講開始日の15日前まで（事前にご相談ください。）

※厚生労働省のホームページから「母子家庭等自立支援給付金事業」について調べることができます。

◇問い合わせ・申込みー福祉総務課 TEL.220-2285 FAX.220-2360

年金・手当

健康・医療

住まい・暮らし

子育て

就 労

その他の支援

相談機関・関係機関等

【ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業】

ひとり親家庭の親及び子ども（20歳未満）が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合に給付金を交付します。〈所得制限有〉

◆申請時期 受講開始日の15日前まで（申請前にご相談ください）

◆対象講座 高等学校卒業程度認定試験合格を目的とするもの

◆交付金額 受講修了時給付金：費用の2割（10万円限度）

合格時給付金：費用の4割、ただし、受講修了時給付金との合計が15万を超える場合には15万円限度）

◇問い合わせ・申込みー福祉総務課 TEL.220-2285

【高等職業訓練促進給付金】

ひとり親家庭の母・父の経済的自立に効果的な資格を取得するために1年以上養成機関等で修学する場合で、就労（育児）と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため給付金を交付します。

◆申請時期 修学を開始した日以後（申請前にご相談ください。）

◆対象資格 看護師（准看護師）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等

◆交 付 額

区 分	市町村民税	
	非課税世帯※	課税世帯※
訓練促進給付金		
平成23年度までの入学者	141,000円	70,500円
平成24年度以降入学者	100,000円	（月額）
修了支援給付金	50,000円	25,000円

※世帯には、扶養義務者（世帯分離している同居の親族）も含まれます。

◆交付期間 修学の全期間（ただし、平成24年度以降入学者については上限3年）
☆児童扶養手当に準じた本人の所得制限があります。

☆ハローワークの訓練延長給付等、他の類似制度の利用がある場合、対象とならないことがあります。

◇問い合わせ・申込みー福祉総務課 TEL.220-2285 FAX.220-2360

【母子・父子自立支援プログラム策定事業】

児童扶養手当を受給している方の自立を促進するため、専門のプログラム策定員が、ハローワーク等と連携してきめ細やかな自立・就労支援を行います。料金はかかりません。

◇問い合わせ・申込みー福祉総務課 TEL.220-2285 FAX.220-2360

その他の支援

ー 専門家にご相談に応じます。ー

【養育費相談】

養育費についての様々なご相談に応じます。

◇窓 口ー金沢市母子寡婦福祉連合会 TEL. FAX.224-3417
福祉総務課 TEL.220-2285 FAX.220-2360
金沢権利擁護センター TEL.231-3521

【無料法律相談】

ひとり親家庭等のための無料法律相談を年4回開催します。養育費確保の相談に限り、継続相談（1回のみ）を無料で受けられる場合があります。予約優先。保育サービスあり。

◇問い合わせ・申込みー金沢市母子寡婦福祉連合会 TEL. FAX.224-3417

年金・手当

健康・医療

住まい・暮らし

子育て

就 労

その他の支援

相談機関・関係機関等

ー その他、次のような優遇制度があります。ご活用ください。ー

【税の軽減(寡婦(寡夫)控除)】母 父 寡

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦(寡夫)の方は、申告により所得税、住民税の軽減措置が受けられる場合があります。

◇窓 口ー市 民 税 課 TEL.220-2161 FAX.220-2154
金沢税務署 TEL.261-3221

【非課税貯蓄】母 父

遺族年金、児童扶養手当などの受給者は、預貯金などの利子が非課税になります。ただし、預貯金額の最高は700万円(マル優・特別マル優で各350万円)までに限ります。

◇窓 口ー金融機関(ゆうちょ銀行含む)、証券会社

【福祉定期預貯金】母 父

遺族年金、児童扶養手当などの受給者は、一般の定期預貯金より金利が有利な定期預金を利用できます。ただし、預けられる金額は1人300万円までで1店舗と限りがあります。

◇窓 口ー金融機関(ゆうちょ銀行含む。取扱いのない金融機関もあります。)

【J R 通勤定期等の割引】母 父

児童扶養手当を受けているひとり親家庭の方が、J R 鉄道(旧J R 鉄道を含む)を利用して通勤する場合に、通勤定期乗車券を3割引で購入できます。

●購入手続きー福祉総務課の窓口で「資格証明書」と「購入証明書」の発行を受け、駅で通勤定期乗車券を購入します。

◇問い合わせ・窓口ー福祉総務課 TEL.220-2285 FAX.220-2360

【たばこ小売店の許可】母 寡

母子家庭の母や寡婦がたばこの小売人の指定を受けた場合は、基準緩和の配慮がされることになっています。

◇窓 口ー日本たばこ産業(株)各営業所

相談機関・関係機関等

ー どんなことでもお気軽にご相談ください。ー

- 母子・父子自立支援員 ひとり親家庭、寡婦の方のための各種制度の申請受付や、生活上の様々な相談に応じています。
◇窓 口ー福祉総務課 TEL.220-2285
- 養育費等専門相談員 ひとり親家庭等の身近な相談相手として、養育費をはじめとした日常生活の様々な相談に応じています。
◇窓 口ー金沢市母子寡婦福祉連合会 TEL.224-3417
- 女 性 相 談 員 夫婦問題やDV、職場等における人間関係など、様々な不安や悩みについて相談に応じています。
◇窓 口ー女性相談支援室 TEL.220-2554
- 民生委員・児童委員 各地域で社会福祉を進める仕事をしています。生活のことや子供のことなど、身近な相談相手としてお気軽にご相談ください。
◇担当民生委員・児童委員の問い合わせ
ー福祉総務課 TEL.220-2278

●金沢市

年金・手当

健康・医療

住まい・暮らし

子育て

就 労

その他の支援

相談機関・関係機関等

機 関 名 等	所 在 地	電 話
金 沢 市 福 祉 総 務 課	市役所2階	220-2285
金沢市こども政策推進課	市役所2階	220-2299
こども総合相談センター(金沢市児童相談所)	教育プラザ富樫内	243-4158
金 沢 市 女 性 相 談 支 援 室	市役所2階	220-2554
こども家庭支援センター金沢	平和町3-23-5 享誠塾内	243-8341
泉 野 福 祉 健 康 セ ン タ ー	泉野町6-15-5	242-1131
元 町 福 祉 健 康 セ ン タ ー	元町1-12-12	251-0200
駅 西 福 祉 健 康 セ ン タ ー	西念3-4-25	234-5103
泉野こども広場「あいあいルーム」	泉野福祉健康センター内	226-1154
元町こども広場「そうさんらんど」	元町福祉健康センター内	251-2258
駅西こども広場「スマイルパーク」	駅西福祉健康センター内	234-5136
金 沢 駅 こ ど も ら ん ど	金沢駅あんと内	260-4150
近江町交流プラザちびっこ広場	近江町交流プラザ内	260-6724
城 北 児 童 会 館	小坂町西8-11	251-0444
※上記のほかに金沢市立の児童館・児童センターは31館あります。		

●石川県

機 関 名 等	所 在 地	電 話
石川県女性相談支援センター	本多町3-1-10	223-8655
石川県母子・父子福祉センター	三社町1-44	264-0503
いしかわ子ども交流センター	法島町11-8	243-6501

●電話相談等

機 関 名 等	所 在 地 等	電 話
---------	---------	-----

◆子育てについて

こども総合相談センター(電話相談)	教育プラザ富樫内	243-0874
こども総合相談センター(虐待通報)	教育プラザ富樫内	243-8348
富 樫 幼 児 相 談 室	教育プラザ富樫内	243-6415
此 花 幼 児 相 談 室	教育プラザ此花内	224-5250
八 日 市 幼 児 相 談 室	八日市保育所内	280-1171
泉野子育てほっとライン	泉野福祉健康センター内	244-4500
元町子育てほっとライン	元町福祉健康センター内	251-3500
駅西子育てほっとライン	駅西福祉健康センター内	234-3500
こども家庭支援センター金沢	平和町3-23-5 享誠塾内	243-8341
家 庭 教 育 電 話 相 談	石川県教育委員会	263-1188
小 児 救 急 電 話 相 談	石川県(毎日 18:00~翌8:00)	＃8000または 238-0099

◆いじめについて

こども専用相談ダイヤル	教育プラザ富樫内	0120-92-8349
い じ め 相 談	教育プラザ富樫内	243-1019
24時間こどもSOS相談テレホン	石川県教育委員会	298-1699
い じ め 1 1 0 番	石川県警少年課	0120-61-7867

◆女性相談・その他相談について

一 般 相 談	市役所2階 市民相談室	220-2222
女 性 相 談	市役所2階 女性相談支援室	220-2554
D V ホ ッ ト ラ イ ン	石川県女性相談支援センター	221-8740
女 性 な ん で も 相 談 室	石川県女性センター	231-7331
悲 し み 1 1 0 番	石川県女性センター	233-0110
こころの相談ダイヤル	石川県こころの健康センター	237-2700

年金・手当

健康・医療

住まい・暮らし

子育て

就 労

その他の支援

相談機関・関係機関等

●公共職業安定所（ハローワーク）等

機 関 名 等	所 在 地	電 話
ハローワーク金沢	鳴和1-18-42	253-3030
マザーズハローワーク金沢	石引4-17-1 石川県本多の森庁舎1F	261-0026
しごとプラザ金沢	石引4-17-1 石川県本多の森庁舎1F	223-0765
石川県職業能力開発プラザ	芳斉1-15-15	261-1400
福祉・就労支援コーナーかなざわ	市役所1F	222-8609

●年金事務所

機 関 名 等	所 在 地	電 話
金沢北年金事務所	三社町1-43	233-2021
金沢南年金事務所	泉が丘2-1-18	245-2311
街角の年金相談センター金沢	鳴和1-17-30	253-2222

●その他の機関

機 関 名 等	所 在 地	電 話
石川県社会福祉協議会	本多町3-1-10	224-1212
金沢市社会福祉協議会	高岡町7-25	231-3571
金沢市民生委員児童委員協議会	金沢市松ヶ枝福祉館内	
公益財団法人金沢市福祉サービス公社	芳斉2-3-28	260-0071
金沢公証人合同役場	武蔵町6-1 レジデンス第2武蔵1F	263-4355
金沢家庭裁判所	丸の内7-1	221-3111
金沢地方裁判所	丸の内7-2	262-3221

●母子・父子福祉団体

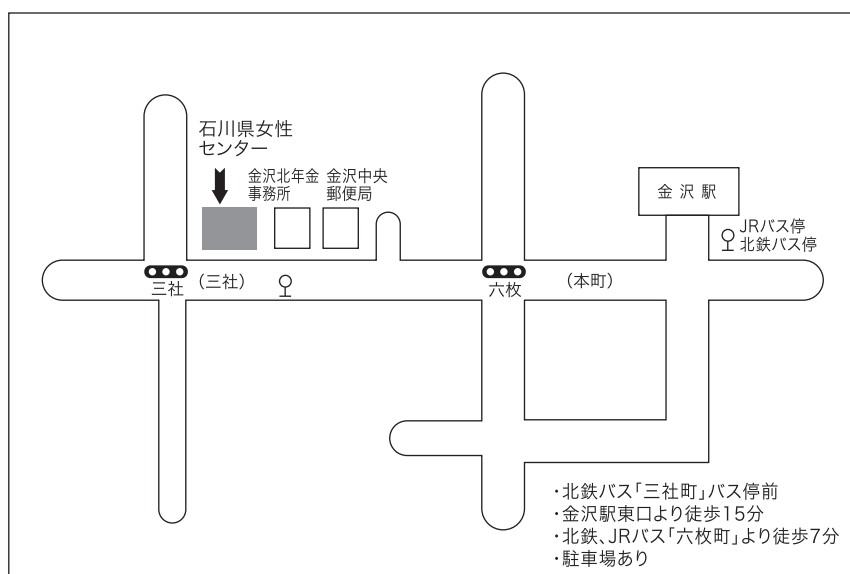
福 祉 団 体 名	所 在 地	電 話
公益財団法人石川県母子寡婦福祉連合会	三社町1ー44県女性センター内	264-0503
金沢市母子寡婦福祉連合会		224-3417
※県内には各市郡単位に19の支部が組織され、さらに町または校区ごとに組織されています。		

●母子会とは

母子及び父子並びに寡婦の福祉の向上としあわせづくりのために、みんなで協力しあう団体です。お互いが力を合わせ、励まし合って親睦と福祉の向上を図ることを目的としています。

地域社会から孤立したり家庭内に閉じこもらないで、母子会に入会して仲間と手をつなぎましょう。入会ご希望の方は、金沢市母子寡婦福祉連合会へお電話ください。

◇入会申込み・問い合わせ 〒920-0861 三社町1-44 石川県女性センター内
金沢市母子寡婦福祉連合会 TEL.224-3417





この小冊子は、金沢市で実施しているひとり親家庭・寡婦のための福祉制度や各種の相談窓口を紹介したものです。

日々の生活の中で、ご利用いただく手引きとしてご活用ください。

**金沢市社会福祉事務所
金沢市福祉局福祉総務課**

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL 076-220-2285

FAX 076-220-2360